

第67回埼玉県国土利用計画審議会議事録

会 議 の 概 要

1 会議の日時及び場所

平成30年6月15日（金） 午前10時00分から午前11時00分まで
浦和ワシントンホテル 3階 プリムローズ

2 委員の出欠状況

別紙1のとおり

3 出席職員

別紙2のとおり

4 議事内容及び審議結果

埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について（諮問）

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画の変更（案）（鶴ヶ島農業地域の縮小）について報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。

5 議事の経過

別紙3のとおり

第 6 7 回 埼玉県国土利用計画審議会委員の出欠状況

	氏 名	現 職	専門分野等	出欠
1	安藤巳喜夫	埼玉県農業会議理事	農 業	出席
2	井上真理子	森林総合研究所多摩森林科学園主任研究員	森 林	出席
3	今泉 飛鳥	埼玉大学経済学部講師	産 業	出席
4	岩崎 宏	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
5	上杉 徳子	上杉不動産鑑定事務所所長	土地問題	欠席
6	内田奈芳美	埼玉大学経済学部准教授	都市計画	出席
7	○加藤 孝明	東京大学生産技術研究所准教授	防 災	出席
8	蒲生 徳明	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
9	◎小瀬 博之	東洋大学総合情報学部教授	環境全般	出席
10	土屋 恵一	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
11	中屋敦慎一	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
12	原 美登里	立正大学地球環境科学部准教授	自然環境保全	出席
13	松坂 喜浩	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
14	宮崎栄治郎	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
15	山下 勝矢	埼玉県議会議員	地方行財政	欠席
16	山根 史子	埼玉県議会議員	地方行財政	出席

※ 五十音順。敬称略。

◎は会長、○は会長代理

委員 16 名中、出席委員 14 名、欠席委員 2 名

第67回埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名
企画財政部	地域政策局長	山 崎 明 弘
企画財政部 土地水政策課	課 長	鈴 木 柳 蔵
環境部 みどり自然課	課 長	梅 本 祐 子
農林部 農業政策課	主 幹	田 村 と き 也
農林部 森づくり課	副 課 長	永 留 伸 晃
都市整備部 都市計画課	課 長	山 科 昭 宏
産業労働部 次世代産業幹	次世代産業幹	齊 藤 豊

○司会（宍戸土地水政策課副課長） それでは、お待たせしました。定刻になりましたので、ただいまから第67回埼玉県国土利用計画審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます土地水政策課副課長の宍戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、埼玉県企画財政部地域政策局長の山崎明弘からご挨拶申し上げます。よろしくお願い致します。

○山崎地域政策局長 皆様、おはようございます。地域政策局長の山崎でございます。

本日は、大変お忙しい中、第67回埼玉県国土利用計画審議会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、委員の皆様には、日ごろから県政全般にわたりまして、ご指導、ご鞭撻を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

初めに、このたび国土利用計画審議会委員への就任をお願いしましたところ、ご多用にもかかわらず、ご快諾をいただきまして、改めて感謝申し上げます。

当審議会は、国土利用計画法第38条に基づき、県土の利用に関する基本的な事項や土地利用に関する重要な事項をご審議いただくことを目的に設置されております。

本日は、諮問事項といたしまして、埼玉県土地利用基本計画の変更（案）のご審議をお願いしたいと存じます。

土地利用基本計画は県内の土地利用の基本的な方向性を定めるものであり、この計画の変更を行うに当たっては、国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画審議会のご意見を賜る必要がございます。

本日の変更内容は、鶴ヶ島農業地域の縮小でございます。詳細につきましては、後ほど担当課からご説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、専門的な視点からご指導くださるようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、初めに、本日の委員の皆様の出席状況を報告いたします。委員総数が16名でございまして、出席委員14名でございます。過半数の委員が出席しております。

したがって、埼玉県国土利用計画審議会規則第5条第2項の規定によりまして、本日の会議は定足数を満たしております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。机の上に封筒が置いてございまして、その中がございますが、一番上に次第がございます。それから委員名簿、ホチキスどめし

てございます資料1、参考資料1と、もう一枚、参考資料2でございます。それに座席表、それから冊子になっておりますが、第4次埼玉県国土利用計画、それと同じように埼玉県土地利用基本計画でございます。不足等、よろしいでしょうか。

なお、あわせまして、平成30年6月4日からの国土利用計画審議会委員の委嘱状を封筒の中に同封させていただいておりますので、ご確認お願いいたします。

続きまして、次第3でございますが、委員及び職員の紹介でございます。

初めに、委員の皆様をお手元の名簿順にご紹介させていただきます。

初めに、安藤巳喜夫委員です。

○安藤委員 深谷市で農業をやっています。簡単にいいますと、高設のイチゴを生産し、観光用で生産、加工、販売ということでお世話になっております。今回につきましては、埼玉県農業会議常設審議委員ということでございまして、この会につきましてご推薦いただき、ここに出席をさせていただいたということでございます。今後ともご指導いただけますようにどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 井上真理子委員です。

○井上委員 井上です。隣の東京都からまいりました。森林のほうを専門にしております。よろしくお願い致します。

○司会 今泉飛鳥委員です。

○今泉委員 今泉と申します。埼玉大学の経済学部からまいりました。専門は日本経済史で、歴史的に産業の立地について研究しております。どうぞよろしくお願い致します。

○司会 岩崎宏委員です。

○岩崎委員 おはようございます。県議会議員の岩崎です。表紙に地図がありますけれども、小鹿野町におります。秩父郡部の選出の県会議員です。よろしくお願い致します。

○司会 上杉徳子委員は、本日所用のため、欠席でございます。

続きまして、内田奈芳美委員です。

○内田委員 おはようございます。内田と申します。埼玉大学の経済学部で都市計画とまちづくりを教えております。よろしくお願い致します。

○司会 続きまして、加藤孝明委員です。

○加藤委員 加藤です。よろしくお願い致します。専門分野は防災と書いてあるのですが、都市計画プラス防災でございます。よろしくお願い致します。

○司会 蒲生徳明委員です。

○蒲生委員 草加市で選出いただいております県会議員の蒲生徳明です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 小瀬博之委員です。

○小瀬委員 東洋大学総合情報学部の小瀬と申します。環境全般と書いていますけれども、主に環境の保全とまちづくりというところの両面でやっております。よろしくお願ひいたします。

○司会 土屋恵一委員です。

○土屋委員 おはようございます。私は、ふじみ野市、三芳町選出の県会議員の土屋でございます。よろしくお願ひします。

○司会 中屋敷慎一委員です。

○中屋敷委員 おはようございます。鴻巣市選出の県議会議員の中屋敷でございます。よろしくお願ひします。

○司会 原美登里委員です。

○原委員 おはようございます。立正大学地球環境科学部の原美登里と申します。専門としましては、自然環境とまちづくりについて講義及び研究をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 松坂喜浩委員です。

○松坂委員 皆様、おはようございます。東松山市、吉見町、川島町選出の県議会議員松坂喜浩でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会 宮崎栄治郎委員です。

○宮崎委員 おはようございます。さいたま市南区選出の宮崎栄治郎です。どうぞよろしくお願ひします。

○司会 山下勝矢委員におかれましては、本日、所用のため、欠席でございます。

山根史子委員です。

○山根委員 川越市選出の山根史子です。よろしくお願ひいたします。

○司会 続きまして、事務局の職員を紹介いたします。土地水政策課長の鈴木柳蔵でございます。

○鈴木土地水政策課長 よろしくお願ひいたします。

○司会 都市計画課長の山科昭宏でございます。

○山科都市計画課長 よろしくお願ひします。

○司会 みどり自然課長の梅本祐子でございます。

○梅本みどり自然課長 よろしく申し上げます。

○司会 森づくり課副課長の永留伸晃でございます。

○永留森づくり課副課長 よろしくお願ひいたします。

○司会 農業政策課主幹の田村とき也でございます。

○田村農業政策課主幹 よろしく申し上げます。

○司会 次世代産業幹の斉藤豊でございます。

○斉藤次世代産業幹 よろしくお願ひいたします。

○司会 続きまして、次第の4、会長の選出及び会長代理の指名についてでございます。

本日は、委員改選後、初めての審議会でございますので、今任期の会長の選出、それから会長代理の指名をする必要がございます。恐れ入りますが、引き続き司会のほうで進行させていただきます。ご了承願ひます。

まず、会長の選出でございますけれども、埼玉県国土利用計画審議会規則第4条第1項の規定によりまして、会長の選出は委員の互選によることとなっております。これまでの慣例ですと、委員の皆様からご推薦をいただく方法がとられておりますが、この方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議ないようでございますので、委員の皆様から推薦の方法により行いたいと存じます。会長としてどなたかご推薦いただきますよう、お願ひいたします。

○井上委員 前回の任期中に会長代理をお務めいただきました小瀬委員を会長として推薦申し上げます。いかがでしょうか。

○司会 ただいま小瀬委員を会長にと推薦がございましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、小瀬委員に会長をお願いしたいと存じます。早速ですが、小瀬会長には会長席にお移りいただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、小瀬会長から会長ご就任の挨拶をよろしくお願ひいたします。

○小瀬会長 よろしくお願ひいたします。私は前期の国土利用計画審議会の委員を務めておりました。実は今回の委員の方をみますと、留任されている方が3名しかいないということで、その中で私と井上委員と今日お休みされている上杉委員、3名ということで、

井上委員からご指名をいただいたという次第であります。

私自身は実は小学校から大学生ぐらいまでは鴻巣に住んでおりました。その後、東洋大学総合情報学部は川越市にありまして、川越市に引っ越してきて今ちょうど20年目ということになっています。

あと、高校が浦和にあるということで、浦和もいろいろ縁があるというところでした。そういう形で埼玉県の国土利用計画審議会というのは、地元のことを特に土地利用関係ということで話し合うということになりますので、地元貢献できるということで、私としても非常に貴重な機会を与えられていると考えております。

今回の審議事項、鶴ヶ島市の関係になりますけれども、現在、私は、鶴ヶ島市の環境審議会の会長も務めておりまして、ここの土地利用は、非常に関心があるところでございます。また、キャンパスにとっても大きな森があり、そちらの森林保全をやっていたり、生きもの育む田んぼプロジェクトというものを川越でやっていたりしておりますので、環境が最大限保たれるような方向で国土利用計画を進めていただきたいというのが個人的な思いであります。よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。それでは、審議会規則第5条第1項の規定によりまして、小瀬会長が会議の議長となりますので、これからの議事進行につきましては、小瀬会長、よろしく願いいたします。

○議長（小瀬会長） それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、会長代理の指名がございます。審議会規則第4条第3項の規定により私から指名させていただきたいと存じます。

大変恐縮ですが、加藤孝明委員に会長代理をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。加藤孝明委員、よろしく願いいたします。

○加藤委員 よろしく願いいたします。

○議長 次に、本日の議事録に署名をお願いする委員でございますが、審議会規則第7条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

今回は、安藤巳喜夫委員、原美登里委員をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、よろしく願いいたします。

次に、本日の会議を公開としてよろしいか伺います。審議会規則第6条は、審議会の会議は公開する。ただし、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができると規定しています。

本日の議題は、次第のとおり諮問事項1件が予定されておりますが、原則どおり公開としてよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、会議を公開とします。

傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○司会 傍聴希望者はありません。

○議長 それでは、いないということで、早速議事に入りたいと思います。

それでは、諮問事項「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について」、審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○鈴木土地水政策課長 土地水政策課長の鈴木です。諮問事項についてご説明申し上げます。

初めに、埼玉県土地利用基本計画の概要につきまして、ご説明申し上げたいと思います。恐縮ですが、1枚の紙になってございますが、参考資料1をごらんいただきたいと存じます。

ここにも書いてございますが、この計画は、国土利用や県土利用の基本理念を記しました国土利用計画全国計画、それから埼玉県計画を基本に策定しているところでございます。

この計画の主な役割でございますが、中段のやや上でございます役割と書いてあるところでございますけれども、1つ目が個別法の上位計画としての役割でございます。こちらにも記載してございますが、例えば、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律など個別の法律の中で、都市計画ですとか農業振興地域整備計画が策定されます。こういった計画に対しまして、県の土地利用基本計画は上位計画として、土地利用の基本方向を定めているところでございます。

続きまして、2つ目でございますけれども、都市計画法や農振法、森林法など個別の法律の中でさまざま規制や許可等が行われているところでございます。この土地利用基本計画は上位計画としまして、これに適合させながら進めていくこととなっております。

最後に、3つ目でございますけれども、国土利用計画法に基づきまして、一定規模以上の土地取引につきましては、届け出を行うこととなっているものでございます。この届け

出に対しまして、利用目的が県土利用全般にみてそぐわない場合は勧告等ができることとなつてございますが、その勧告を行うかどうか等々につきまして、その審査が役割の一つとなっているところでございます。

以上が土地利用基本計画の役割でございます。

次に、その下になりますけれども、土地利用基本計画の構成でございます。この計画は計画書と計画図で構成されているところでございます。

まず、計画書ですが、こちらにも記載がございますように、1、2、3ということで、3つの項目を定めているところでございます。

1つ目が土地利用の基本方向ということで、(1)の県土利用の基本方向、それから(2)の地域別の土地利用の基本方向ということで、理念的なことが書かれているところでございます。

2つ目が土地利用の調整ということで、後ほどご説明申し上げますが、都市地域、農業地域、森林地域など5つの地域区分の設定や、それぞれの地域区分の土地利用の原則を定めているところでございます。

3つ目が土地利用基本計画の管理でございまして、土地利用基本計画の推進体制などを定めているところでございます。

次に、計画図でございますけれども、5万分の1の縮尺の地形図に法律に基づきまして、都市地域、農業地域など5つの地域の範囲を表示しているところでございます。

恐縮ですが、お手元の箱の中に埼玉県土地利用基本計画がございます。すみません、そちらのほうを開いていただきまして、埼玉県土地利用基本計画書をご用意いただきたいと存じます。そちらの9ページをごらんいただきたいと存じます。

9ページの2、土地利用の調整という表記がございます。2、土地利用の調整、(1)五地域区分の設定にございますとおり、都市地域や農業地域など、5つの地域を別図の計画図に定めるとなっているところでございます。

その定める基準でございますけれども、ア、五地域区分の基準ですが、中段の表にございますとおり、例えば都市地域につきましては、都市計画法第5条による都市計画区域として指定されている、または指定されることが予定されている地域ということで、こういった都市計画区域に該当するエリアを都市地域というエリアどりをしているところでございます。

また、農業地域につきましては、総合的に農業の振興を図る必要がある地域ということ

で、農振法の農業振興地域に該当するエリアを設定しているところでございます。

また、上から7行目に記載してございますとおり、土地利用基本計画図における地域区分につきましては、先ほどご説明しましたとおり、原則として個別規制法の土地利用規制の現況を基礎としてございます。さらにそれぞれの地域の指定、変更、廃止等の手続が速やかに了すると認められるものについては、適宜土地利用基本計画の計画図の修正を加え、設定していくものとしていただいております。

本日は、鶴ヶ島市内における土地区画整理事業の手続が一定程度進んだことから、この計画図を変更することにつきまして、ご審議をお願いするものでございます。

大変恐縮でございますが、続きまして、資料1をごらんいただきたいと存じます。諮問案件の内容につきまして、資料1に基づきまして、ご説明申し上げます。1枚おめくりいただきたいと存じます。下にページを振ってございますが、1ページでございます。

本件は、鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内の農業地域約39.7ヘクタールを縮小するという内容となっております。

変更理由でございますけれども、こちらに記載のとおり、首都圏中央連絡自動車道の圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区の地区につきまして、先端産業や次世代産業などの成長産業の集積拠点とするための土地区画整理事業の実施が明らかになった、こういったことから農業地域を縮小するという理由でございます。

次に、他の地域区分との重複状況でございますけれども、この地域は農業地域であるとともに都市計画区域の中に入っておりますので、都市地域という位置づけとなっております。

次に、39.7ヘクタール、こちらの変更面積の内訳でございます。1つ目が土地区画整理事業ということで、事業主体が埼玉県である土地区画整理事業が39.2ヘクタールということで、事業期間は30年度から32年度という期間を予定しているところでございます。また、区画整理事業地内に隣接しまして、既存の道路、既存の市道になりますけれども、こちらが約0.5ヘクタールということになりまして、合わせて39.7ヘクタールという内訳となっております。

最後に、変更に伴う市町村の意見としましては、鶴ヶ島市長からの意見は特になしということで回答が来ているところでございます。

2ページをごらんいただきたいと存じます。2ページでございます。これは県内全域の数字を総括したものでございます。現在の面積でございますけれども、左側の列の変更前

面積というのがそれぞれの5地域の区分の面積となっているところでございます。現在、農業地域につきましては、16万8,394ヘクタールという数字となっておりますが、今回40ヘクタール減少しますと、16万8,354ヘクタールという数字となります。

また、5地域を合計したものにつきましては、変更前面積は69万898ヘクタール、変更后面積は69万858ヘクタールとなっているところでございます。

恐縮ですが、3ページをごらんいただきたいと存じます。こちらは先ほどの埼玉県土地利用基本計画の中の土地利用基本計画図を拡大コピーしたものがこちらのものでございます。現在のものが上で、変更後が下ということでございますが、現在は黄色い斜め線が入っているかと思えます。農業地域にも位置づけられているということでございますけれども、変更が行われた場合につきましては、農業地域が外れまして、都市地域だけが残るといった色分けとなっております。

恐縮ですが、4ページをごらんいただきたいと存じます。4ページでございますが、こちらは位置図になります。変更する地区は、圏央鶴ヶ島インターチェンジの東側に隣接しております。また、西側につきましては、現在も既に産業系の土地利用が進んでいるところでございますが、都市計画上は工業地域となっております。また、変更する地区につきましては工業専用地域を予定しているところでございます。

恐縮ですが、次の5ページをごらんいただきたいと存じます。土地利用計画図となっております。右下に凡例が記載されてございますけれども、黄色及び黄土色が産業用地及び事業用地となっているところでございます。

また、茶色が区域内の幹線道路となっておりますが、幅員は12メートルが予定されているところでございます。

また、図面の右上などで斜線がなっている部分があるかと思えますけれども、こちらは、都市計画道路用地及び既存の市道の拡幅用地でございます。

それから産業用地、あるいは事業用地の中にある斜めの線は、周辺環境との調和を図るための緩衝緑地として、そういった位置づけとなっているところでございます。

また、緑の濃い部分は緑地となっておりますが、薄い緑は公園となっております。また、右上のほう、あるいは下のほうに調整池という記載があるかと思えますけれども、公園の一部は調整池も兼ねるような計画となっているところでございます。

最後に、6ページをごらんいただきたいと存じます。現在の状況を航空写真として記載した資料となっております。この場所は、もともとご案内のとおり、県の農業大学校が建

ってございましたが、平成27年4月に熊谷市に移転したため、現在建物は撤去した状況で更地の状態となっているという状況でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 　ただいま事務局から説明がありました埼玉県土地利用基本計画の変更（案）、鶴ヶ島農業地域の縮小について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。内田委員、お願いいたします。

○内田委員 　すみません、聞いたのかもしれないのですがけれども、先端産業、次世代産業などの成長産業というのは、具体的にはどういうイメージをされているのか教えていただけますか。

○斉藤次世代産業幹 　次世代産業幹の斉藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

イメージといたしましては、県では平成26年から先端産業プロジェクトというものを実施させていただいておりまして、ロボットであるとか、ナノカーボンであるとか、そのような成長性が高い分野を重点的に支援させていただいております。そのような成長性が高い次世代の産業になるようなものの立地を想定してございます。

以上です。

○議長 　よろしいでしょうか。ほかにございますか。では、土屋委員、お願いいたします。

○土屋委員 　農業地域ということで、区画整理事業に基づいて変更ということですが、実際、区画整理事業といっても、ここの地権者というのは県なのですよね。そうすると、よく組合施行でありますとか区画整理事業というのがありますけれども、実際、1つの地権者ということですから、区画整理事業を実施しても大して期間的に日数はいかからないのかなと思うのですが、区画整理事業ですと、減歩でありますとか、その地域で公園が何平米とか、組合施行の場合は規制があると思うのです。その辺の状況はどういう状況か教えてもらえますか。

○斉藤次世代産業幹 　この区画整理につきましては、埼玉県の個人施行でやらせていただく予定になっております。お手元の資料の5ページをごらんになっていただけたらと思うのですが、5ページの右の下のところに内訳を書かせていただいております。全体は39.2ヘクタールあるのですが、そのうち、産業系の土地利用といたしまして、19.8ヘクタ

ール、道路系の利用といたしまして、一部鶴ヶ島市の都市計画道路も入っておりますが、2.5ヘクタール、それ以外に環境施設といたしまして、緩衝緑地や公園、普通の緑地等が約16ヘクタールという形になっております。

環境施設につきましては、全体の面積の42%ほどをとらせていただいております、普通の区画整理よりもかなり多いような形での環境施設に配慮した土地利用という形になっております。

以上でございます。

○土屋委員　　そうしますと、あくまで県が主体で、鶴ヶ島市のほうとは連携はどうとっているのですか。

○斉藤次世代産業幹　　この事業につきましては、県が主体とならせていただいております。鶴ヶ島市のほうでは、随時、この土地利用につきまして、連携をとらせていただいております。

また、近隣の住民の方にも説明会のほうを適宜やらせていただいております、近隣の住民の方の意見を反映したような形で土地利用を検討しております。

○土屋委員　　例えば組合施行の区画整理ですと、大体5年、10年とかかなりの期間的日数がかかると思うのですけれども、所有者が県ということでもありますから、期間的にはどのぐらいを予定しているのですか。

○斉藤次世代産業幹　　今年度から始めまして、32年までの約3年程度を予定しております。

○土屋委員　　結構です。

○議長　　それでは、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員　　当初、これは農業大学校ということで、何か違ったものができるのであろうかなと考えてございました。今日に至るまでの経過というのは、どんな形でITもしくはAIになる産業型の拠点、これは地域未来投資促進法等々によって引っ張ったのかよくわからないのだけれども、その辺のいきさつはいかがでしょうか。

○斉藤次世代産業幹　　こちらの土地につきましては、インターチェンジに近いということで、産業系の土地利用を図っていききたいというような県としての考え方がありました。

それで、平成22年にここの土地利用ということで、戦略的なアセスを実施させていただき、その後、農業大学校の移転が27年にあったという形で順次ここの土地利用の計画を進めてきて、今日に至っているという状況でございます。

今、お話にありました地域未来投資促進法につきましては、昨年の8月に成立した法律でございます。県といたしましては、農大跡地を含めた鶴ヶ島ジャンクションを起点として、約半径10キロのエリアの13市町を中心として、法律に基づきます基本計画を作成させていただいております。ここの農大跡地につきましては、その計画のコアとなるようなプロジェクトというような形で考えさせていただいている状況でございます。

以上です。

○安藤委員　　そうしますと、それまでの間に地域の住民並びにそういったもろもろに対しての現地における説明会等というのはおやりになっているわけですね。いかがですか。

○斉藤次世代産業幹　　現地の地元の方々につきましては、この土地利用についての説明、また、アセスのほうもやらせていただきました。また、環境団体の方とも随時意見交換をさせていただき、今日に至っている状況でございます。

○議長　　ほかにございますでしょうか。井上委員、お願いいたします。

○井上委員　　5ページの資料を拝見しまして、産業用地のイメージは何となくつかめてきたのですが、もし現在の段階でわかっているようでしたら、緑地ですとか緩衝緑地、公園とかかなり広い面積をとられているので、これがどんな形、例えば緑地といっても芝生になるのと、いろいろな木を植えるのと、最近、環境のこともいろいろいわれていますので、もしイメージがわかれば、お願いします。

○議長　　緑地等の計画につきましては、今後、いろいろ調整をかけて検討していく段階ではあるのですが、地元の方々のご意見を踏まえながら、今後対応していきたいと考えております。

○井上委員　　ありがとうございます。

○議長　　6ページの航空写真をみると、ちょうどこの既存の森林があるところが緑地にかなりかかっているということと、インターチェンジにかかるところにまとまった緩衝緑地みたいになっているところがありますので、今のところは最大限生かそうというようなもくろみがあるのではないかと考えているのですが。

○斉藤次世代産業幹　　現況につきましては、そのような形で生かせるところは生かしながら、ご意見を伺いながら対応していきたい、このように考えております。

○議長　　よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員　　この先端産業のほうの、今もう既に公募が打たれて、締め切りまではまだ日程があるようなのですが、今のところの状況というか、反応といたしますか、これまでの

経緯といたしますか、お知らせいただける範囲で、ありがたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○斉藤次世代産業幹 公募につきましては、今月4日から22日までを公募期間とさせていただきます。この公募に当たりまして、4月27日に公募要領を公表させていただきました。その後、東京都内、大阪、それから川越市内で、この立地につきましての説明会を開催させていただき、東京会場、川越会場につきましては、60名以上の方の出席をいただいております。また、大阪会場につきましても、約40名程度の方の参加がありました。

公募の状況につきましては、まだ今途中でございますので、申し上げることができませんが、ご容赦のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

○議長 よろしいでしょうか。ほかにもございますか。――聞き逃したかもしれないのですけれども、産業用地と事業用地、着色が2色ありますが、これは今大きく2つ事業者を募集しているような形になっているのですか。BとCというのは同じ色になってはいますが、区別はどういうものなのでしょうか。

○斉藤次世代産業幹 現在、募集をさせていただいているのは、北側の13.6ヘクタールについて公募させていただいております。南側につきましては、今後、実証フィールドなどの産業系の土地利用を目指していきたいと考えており、まず今回、公募をかけているところが南側ではなくて、北側でございますので、そういう形で色分けをさせていただいている状況です。

○議長 わかりました。ほかにもございますか。安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 調整池ということでありまして、これは公園の下段、2.88ヘクタール、これは全部調整池になるのですか。公園2。それから公園1が3.36ヘクタール、これは全部調整池。

○斉藤次世代産業幹 南側につきましては、下にも書かせていただいているのですが、全体が2.88ヘクタールでその一部が公園になるという形になります。

○安藤委員 そうすると、実質的に大雨だといったときに、調整池そのものの地域というのが本当の面積というのはどのくらいあるのですか。

○斉藤次世代産業幹 調整池1と2合わせまして、5.19だと思うのですが……

○議長 5ページの右下の表ですね。

○斉藤次世代産業幹 5ページの右の下のところ、「うち調整池5.19」と書いてあると思うのですが。

○安藤委員 はい。もう一点なのですけれども、これは県が主導してこういった形で企業誘致するということになると、税制の関係はどうなるのですか。

○斉藤次世代産業幹 何の関係ですか。

○安藤委員 税金の関係、固定資産税、いわゆる資産税については、企業誘致したときのそのものについての、例えば減額だとか、そういったことを計画されているのかなのか。

○斉藤次世代産業幹 固定資産税につきましては、市町村税でございますので、県のほうでは特段配慮がないという状況で、それは別途、鶴ヶ島市のほうが何らかの措置をするということであれば、そのような形になると思いますが、今のところ県で固定資産税の減免等々についてということは何もできる権限がございません。

○安藤委員 では、ここに企業側のメリットというのとは何かありますか。

○斉藤次世代産業幹 企業側のメリットといたしましては、やはりインターチェンジに近いというところで、交通の要衝であるので、いろいろなところに行きやすいということが最大のメリットになるのではないかと考えております。

○議長 今のところは都市計画道路のちょうど斜線で引いてある部分は開通していないのですが、あと、インターチェンジも今のところは西側に行くところだけがあって、東側は開通していないのですけれども、敷地は目の前ですので、立地は非常によい場所です。また、ここはジャンクションではないのですけれども、鶴ヶ島ジャンクションも数キロのところにありますので、かなり交通至便なところではあります。

ほかにございますか。それでは、松坂委員、お願いいたします。

○松坂委員 産業用地の13ヘクタールなのですが、1筆というか、1枚になっておりますけれども、分割をされるということも状況によってはあるのでしょうか。

○斉藤次世代産業幹 原則1区画で売りたいと考えています。やはり波及効果の高い企業というようなことを考えておりまして、コアとなる企業の誘致を考えております。

分割につきましては、鶴ヶ島市のほうで地区計画を定めることにしておりまして、最低区画面積が約4ヘクタールというようなことを聞いております。複数の企業での提案であるとか、一部を買い取るということについても、公募の段階では排除しないという形にはさせていただきます。

○議長 ほかにございますか。蒲生委員、お願いいたします。

○蒲生委員 産業地域として、この地域が利用されて、上田知事も目玉事業として、県

の政策として挙げている先端産業、次世代産業などの集積拠点ということなのですが、ここにさまざまな企業体も入ってくると思うのですが、それが進むことによって、県の政策にどのようにフィードバックされていくのか。また、県民に対して、そして、この地域に対して、例えば先端産業なので、どのようになるかわかりませんが、例えば働き手の需要とか、そういうことも含めた上で、どのような変化が起こってくるのか、そのような見通しを教えてくださいたいと思います。

○斉藤次世代産業幹　やはり、ここは大きな区画で公募させていただいているのは、経済波及効果が大きくなるということを想定しております。大きな企業であれば、関連する企業も近隣に集積するということも想定されますし、また、雇用のほうも非常に大きくなっていくようなことを考えております。このところをコアといたしまして、なるべく広いエリアに経済効果が波及していくように、そのようなことを考えております。

○議長　ほかにございますでしょうか。中屋敷委員、お願いいたします。

○中屋敷委員　今までのご説明を伺っていると、コアにするという状況の中で、この5ページの図を拝見すると、緑地の割合というのが非常に高いなと思うのです。環境に配慮されるという部分でお伝えいただきましたけれども、その辺の割合的に17%の緑地面積を決定するに至った経緯をぜひご説明いただきたいと思います。

○斉藤次世代産業幹　こちらの土地利用につきましては、平成22年に戦略的アセスを実施しておりまして、そのとき幾つかのパターンを用意させていただきました。その中で、その戦略アセスをつくる時、地元の方のご意見、また、ここの農業大学校であった経緯とかを踏まえて、幾つかパターンがあったのですけれども、最も緑地の比率というのですか、環境に配慮した案をベースとした形で今回の土地利用をつくらせていただいたということでございます。

○中屋敷委員　今のご説明で、今回の土地利用ということでお話しになりましたけれども、将来的には緑地もまた計画の変更だとかということがあり得ると考えていいのでしょうか。

○斉藤次世代産業幹　緑地は基本的にこのままだと理解しております。

○議長　（山科都市計画課長の挙手を見て）　お願いいたします。

○山科都市計画課長　都市計画課ですが、市街化区域の編入に合わせまして、鶴ヶ島市のほうで地区計画を定めております。その中で、例えば緩衝緑地や公園、道路などを整備計画で位置づけまして、将来的にも担保することが出来ます。なお、地区計画を変

更する場合は都市計画の手続が必要となります。

○斉藤次世代産業幹 あと、緑地等につきましては、区画整理事業が終了した後、鶴ヶ島市のほうに管理をしっかりとってもらうような形、移管するような形を予定しております。

○議長 ちょうど鶴ヶ島市は環境保全の活動がかなり盛んに行われている経緯もあります。ここの土地はオオタカの営巣もありましたか。

○斉藤次世代産業幹 この中にはないです。

○議長 航空写真でみてもわかりますが、ちょうど東側の敷地に結構まとまった緑地があるのと、その東側にさらに太田ヶ谷沼という沼があって、その周りに鶴ヶ島市の運動公園があるのですが、この辺もまとまった緑地を結構もっていますので、東側にまとまった緑地があるのは、緑地の保全という意味では、比較的よいのではないかと考えております。

ほかにございますか。内田委員、お願いいたします。

○内田委員 済みません、ちょっと確認ですが、A、B、Cは売られて、緑地は県が所有されたまま鶴ヶ島市が管理されるということでしょうか。

○斉藤次世代産業幹 現在、公募にかけているのは北側でありまして、南側につきましては、どのような形で土地利用していくかについては今後検討でございます。環境施設につきましては鶴ヶ島市のほうの管理で、所有のほうも移管していく。そのような予定ではあります。

○内田委員 では、BとCはまだわからないということですか。売るか貸すかもわからない。

○斉藤次世代産業幹 未定でございます。

○内田委員 Aは貸すより売ったほうがいいのかというのは、何かお考えとしてあったのでしょうか。

○斉藤次世代産業幹 やはり地元の鶴ヶ島市からすれば、固定資産税、都市計画税が入ってくるといことになると思います。また、県の立場からすると、貸すという形になりますと、固定資産税相当分につきましては、県費として国有財産の交付金という形で出さなければいけないというところもあります。また、企業のほうも投資効果を大きくしていくためには、借りてやるとどうしても投資が低くなりますので、投資効果をより大きくさせていくためには、所有のほうがいいと思いますので、そのような形で考えております。

○内田委員 わかりました。

○議長 13.6ヘクタールというのは相当な大きさですね。相当な価格になりそうな感

じもありません。ほかにございますでしょうか。土屋委員、お願いいたします。

○土屋委員　　今、税金の関係のお話がありましたが、県の不動産取得税の関係が発生してくると思うのですけれども、この不動産取得税について、仮に減免だとか、そういう税制面の対応というのは何かあるのですか。

○斉藤次世代産業幹　　企業立地課で担当しているかと思うのですけれども、相当分につきまして、一定の額を補助という形で支援をするという状況の支援メニューがあったかと記憶しております。

○土屋委員　　補助というか、税金ですから一応課税するわけですよね。そうすると、例えばそこで還付になるのか、減免になるのかわかりませんが、実際、そういう税金関係のある程度の軽減するような、そういう形というのはあるのですか。

○斉藤次世代産業幹　　恐らく今の段階では、課税のほうはそのままにしておきまして相当分のほうを補助という形で企業のほうに支出する。そのような支援措置の形態だと記憶しています。

○土屋委員　　不動産取得税ですと、結構、3%か4%かかるのかなと思うのですけれども、そうすると、ここを売却した場合には、税制面で県としてはかなり収入があるかと思うのですが、そういう売却するに当たって、実際、何年度からこれは売却する予定になるのですか。

○斉藤次世代産業幹　　現在、公募をかけておりますので、北側の13.6ヘクタールについては今年度売却を予定しております。

○議長　　ほかにございますか。ございませんでしょうか。これでご意見がなければ質疑は終了いたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、審議会の答申を決定するに当たり、採決を行います。

知事から諮問のありました埼玉県土地利用基本計画の変更（案）につきまして、ご異議はございますか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、ご異議がないようですので、諮問事項につきましては、適当である旨の答申をいたします。

では、答申に付すべきご意見がございましたらご発言をお願いいたします。特にありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

なお、答申の文案につきましては、私にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。以上で審議を終了させていただきます。そのほか事務局から何かございますか。

○鈴木土地水政策課長 特にございません。

○議長 それでは、以上で議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○司会 小瀬会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第67回埼玉県国土利用計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

——了——